

身体障害者手帳をはじめて申請される方々へ

西条市にお住まいの方が、身体障害者手帳を申請するため必要なものは次のとおりです。

1. 診断書（申請日から3か月以内のもの）

所定の「身体障害者手帳用の診断書」を医師へ提出し、診断書を作成してもらってください。

（注）診断書の作成は、「身体障害者福祉法第15条に基づく指定」を受けている医師に依頼してください。

最新の診断書様式については、市役所窓口か愛媛県ホームページより取得可能です。

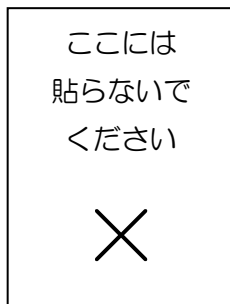
2. 申請書、同意書（用紙は西条市役所地域福祉課・西部支所福祉課にあります。）

3. 申請対象者の個人番号（マイナンバー）確認書類

4. 印鑑（スタンプ印不可）

5. 写真（上半身、脱帽、半年以内に撮影したもの）

よこ3センチ



（注意点）

- た ○カラー・白黒印刷いずれも可
- て ○ベッドでの撮影やスナップ写真等の切り抜きでも可
- 4 （顔がはっきりわかるもの）
- セ ×インクジェット印刷は不可
- ン ×ポロライド写真は不可
- チ

○手帳を申請してから約1ヶ月程度（審議会への諮問を必要とする場合は更に期間を要します）で手帳ができていきます。文書もしくはお電話にてお知らせいたしますので、印鑑、医療保険情報が分かるもの（※）（1～3級の方のみ）を持参のうえ受け取りに来てください（ただし、診断書内容により申請が却下される場合もあります）。

※医療機関を受診する際に提示するもの（資格確認書など）

| | | | | |
|-------|-------|-------|---------|--------------|
| （提出先） | 西条市役所 | 地域福祉課 | 障がい給付係 | 0897-52-1493 |
| | 西部支所 | 福祉課 | こども・福祉係 | 0898-64-2700 |